

3 日 獣 発 第 252 号

令和 3 年 12 月 22 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

### **異常家きんを発見した場合の早期通報及び都道府県から動物衛生課 への早期通報の徹底について**

このことについて、令和 3 年 12 月 12 日付け 3 消安第 4846 号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生事例の中で、家きんの所有者、獣医師等から家畜保健衛生所への届出が遅滞した事例や、家畜保健衛生所が行った簡易検査結果で陽性になった段階で動物衛生課へ初めて報告される事例等が多発していることを受け、家きん所有者等への周知徹底と、都道府県から動物衛生課への遅滞ない報告の再徹底を都道府県畜産主務部長あてに通知した旨、周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 山本・守尾

TEL 03-3475-1601